

令和6年度八千代市市民活動団体公益事業補助金の手引き

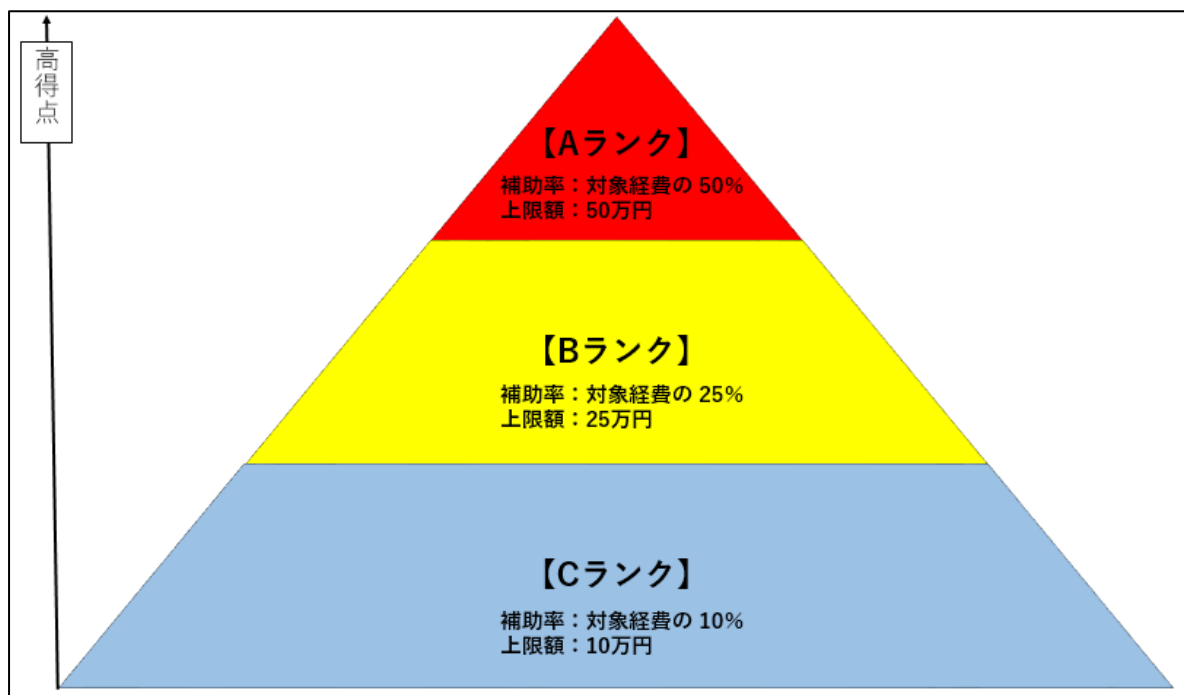
【市民活動団体公益事業補助金について】 ※詳細は八千代市市民活動団体公益事業補助金交付要綱をご確認ください。

【補助の目的】

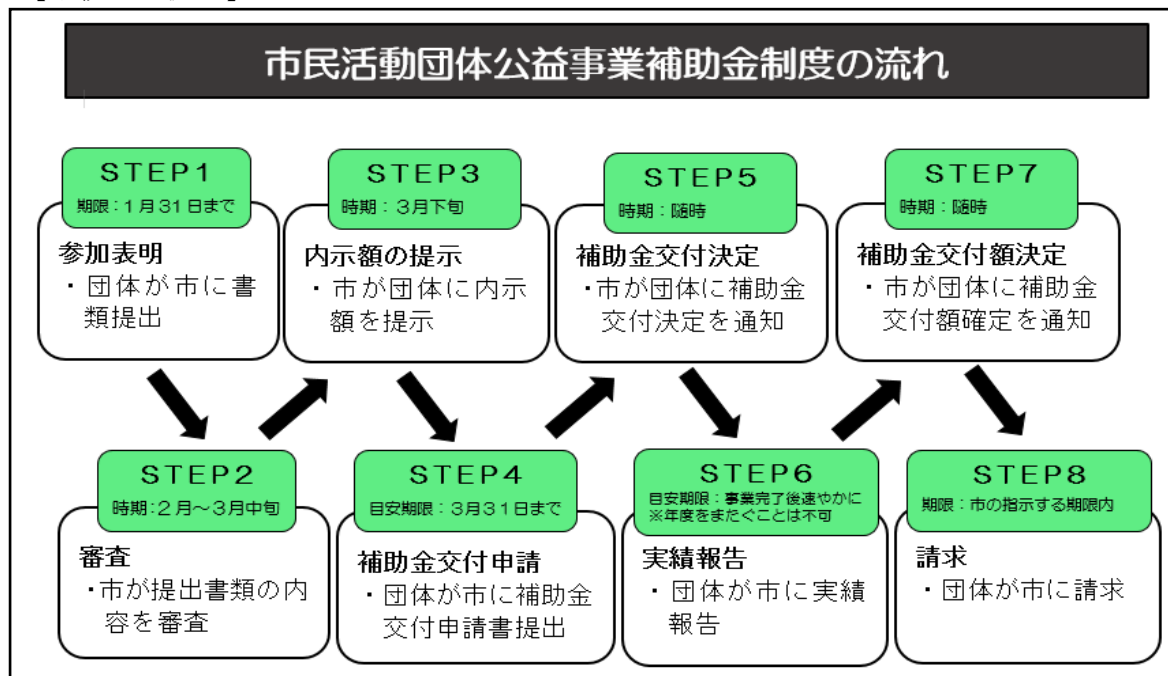
市民ニーズが多様化する時代の中で、市と市民活動団体とが協力して公共的課題の解決に当たる必要があることから、公共的課題の解決の担い手となる市民活動団体の育成に資するとともに、市民活動団体の活動を通じて豊かで活力のあるまちづくりを促進することを目的としています。

【補助金額】 ※予算上限額に達した場合は按分する場合があります。

採点審査の上、以下のとおり区分されます。A ランクは 75 点以上、B ランクは 50～74 点、C ランクは 50 点未満となります。



【手続きの流れ】



①参加表明書類の提出について（上記表のSTEP1）

参加表明書類の内容に不備や不明点がある場合は、補助金にエントリーできない場合があります。そのため、添削を希望する場合は1月24日（水）までにメール又は書面で一旦提出してください。

※1月31日（水）の期限を過ぎての提出は認められませんので、ご注意ください。

※ご来庁いただく場合は予約制とさせていただきます。

※補助金額については、参加表明団体数が多かった場合に按分規定が適用される場合がありますので、コロナ等で事業を実施できるか不確定である団体は、他の団体の補助金額に影響を与える可能性についても留意いただき、慎重に参加表明をするか判断してください。

※参加表明書（第1号様式）は一部様式を変更しています。詳細はコミュニティ推進課までお問い合わせください。

※積算書（第2号様式）はできる限り詳細に作成してください。

（参加表明様式の取得方法）

市公式ホームページで以下の順でクリックしてください。

「暮らし」⇒「まちづくり・コミュニティ・協働」⇒「ボランティア・NPO」
⇒「八千代市市民活動団体公益事業補助金」

(コミュニティ推進課のアドレス)
community@city.yachiyo.chiba.jp

②参加表明できる市民活動団体

- (1) 定款等を有していること。
- (2) 5人以上の者で構成されていること。
- (3) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が構成員でないこと。
- (5) 参加表明を行う事業が八千代市内で行われること。
- (6) 他の市民活動団体と共同で、同一の事業に対する参加表明を行っていないこと。

③辞退について（上記表のSTEP3「内示額の提示」の後）

参加表明した場合、審査結果次第では、当初想定したランク（補助率・上限額）と乖離が発生し、団体側の持ち出しが増える場合があります。原則的には、審査結果に関わらず、参加表明した事業内容（予算）で事業を行う必要がありますが、交付申請（上記表のSTEP4）前であれば辞退も可能ですのでその場合はご相談ください。

④交付申請（上記表のSTEP4）

上記表のSTEP3「内示額の提示」後、参加表明書類等とは別に、補助金交付申請が必要となります。記入方法は都度説明します。

⑤実績報告について（上記表のSTEP6）

事業完了後には、実績の報告が必要なため、以下の資料を揃えられるよう準備を整えておいてください。なお、令和4年度までの制度とは補助率や補助対象経費等の考え方が違うため、対象経費と思われる領収書等は必ず全て保管しておいてください。

- (1) 収支決算書（第14号様式）
- (2) 事業の経費に係る領収書等 ※日付、内容を明確にしておいてください。
- (3) 事業の実施内容がわかる写真等

⑥交付確定額について（上記表のSTEP7）

交付額の確定は以下の流れで行います。

領収書等を確認し対象経費総額を算出⇒ランクごとの補助率を対象経費総額に掛け、交付決定額と比較し、低い方を交付確定額とする。

※概算払を受けた額が交付確定額を上回る場合は戻入が発生します。

【補助対象経費について】（要綱に基づき、この費目でしか計上できません）

市の補助金のルールとして、「事業実施に直接関わる経費」が対象経費となるため、各費目の内容は「事業実施日に必要な経費」であることを前提としています。

費目	内容
報償費	外部講師に対する謝礼及び出張費，食糧費等の外部講師の招へい等に必要な経費等
交通費	事業実施日（補助事業を実際に行う日をいう。以下この表において同じ。）における事業を遂行するために行う移動に使用した公共交通機関の運賃等
消耗品費（材料費を含む。）	事業実施日に必要な消耗品の購入（素材等の材料購入を含む。）に係る経費等
備品費	事業実施日に必要な備品の購入に係る経費等
印刷製本費	事業実施日に必要なプログラム等の印刷及び製本に関する費用及び事業の効果を高めることを目的として作成されるチラシ等の印刷及び製本に関する費用
通信運搬費	事業実施日に必要な備品の運搬等に係る経費等
手数料	事業実施日に必要な申込み等を行う上で必要となる手数料等
保険料	事業実施日に必要な保険に係る経費等
使用料（光熱水費を含む。）	事業実施日に必要な施設の使用（その施設の利用で通常生じる電気，ガス，水道等の使用を含む。）に係る経費等
賃借料	事業実施日に必要な物品の借用に係る経費等

○主な注意点は以下のとおりです○

①「食糧費」の費目は外部から指摘を受けているため削除しています。

※報償的性質のものは報償費に計上してください。（ex.1日通して講師を呼ぶ場合の講師分の弁当代等）

※事業効果を高める可能性があるものでも、公金を充てることに対し、社会通念上疑義が生じる可能性があるものは対象経費とはなりません。（ex.既製品である食べ物やお菓子，お酒等）

※団体構成員のための経費は、自立的活動（活動自体の安全管理や構成員のモチベーション管理等も行っている活動）を促す観点から、対象経費とはなりませんのでご注意ください。（ex.水やお菓子，お弁当代等）

※あくまで公金を充てることの是非が論点となるため、事業効果を高める手法自体を否定するものではありませんのでご理解ください。

- ②「交通費」の自家用車に係るガソリン等の経費については外部から指摘を受けているため対象外としています。
- ③事業以外にも使う可能性が高く、公金を充てることに対し社会通念上疑義が生じるものは対象経費とはなりません。(ex.事業でも使う車のガソリンスタンドでの給油(※トラクター等の場合は「給油している写真(給油日ごと)」と「領収書」を揃えれば除く)、車の車検料・保険料等)
- ④参加表明時及び実績報告時の書類で対象経費として計上したものでも、審査委員等の見解を参考に対象経費外となる可能性がありますのでご注意ください。
- ⑤前制度と同様、団体の維持・運営等に要する経費(人件費、事務所の家賃・光熱水費等)は対象となりません。※事務所を作業場として使う場合でも、事務所機能と作業場機能を分けることができないことから、対象とはなりません。
- ⑥第2号様式「事業費(対象経費)積算書」はより具体的に経費を記載してください。(抽象的な場合、実績報告時に対象経費として見られなくなる場合があります)
- ⑦本補助金以外に国または地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合は、その補助金等の対象経費以外の経費が対象となります。

【審査について】

①審査委員

- ・学識経験者 2名
- ・市外に所在地がある特定非営利活動団体の代表者 2名
- ・市民委員 2名

②審査項目について

審査項目	採点項目	審査点数 (10点満点)
公益性	事業内容が、市が優先的に取り組むべきものといえる。	
	事業内容が、市民の目から見ても優先的に公金を充てるべきものであるといえる。	
	事業内容が、社会情勢や市民又は地域(自治会等)のニーズを捉えている。	
	事業内容が、個人の趣味にとどまる活動や共益的活動という疑義を生まない。	

	事業内容が，市民の利益につながるものである。	
自主性及 び自立性	活動を自ら進んで行っており，活動を継続するための工夫（独自で資金を集めている等）をしている。	
実現性	事業内容が，民間企業や国を含めた行政等ではなく，市民活動団体が取り組んだ方がより効果的な結果を生むものといえる。	
	市民活動団体について，事業を実行できる体制が整っているといえる。	
客観性	事業の成果目標や狙いが明確（具体的）である。	
創造性	事業の課題設定や解決手段が今までにない新たなものであったり，アイデアに富んだものであるといえる。	
		/100点

【注意事項】

- ・団体名，事業内容，採点結果等は公開する場合がありますのでご了承ください。
- ・事業等に係る関係法令の遵守は団体の責任でお願いします。
- ・事業内容等について不明な点等がある場合は現地調査する場合がありますのでご了承ください。

【補助金制度の将来について】

市民活動団体公益事業補助金交付制度が令和7年度をもって終了する予定であることから，令和8年度より，さらに抜本的に改正した補助金制度とすることを検討しています。令和8年度の改正趣旨としては，採点審査等により公益的要素が強い活動のみ採択する制度とし，その分補助金を手厚くする仕組みとする予定です。また，採点審査等にあたっては市民活動団体がプレゼンテーションを行うことを条件とすることも検討しています。

そのため，今回の市民活動団体公益事業補助金を有意義に活用いただき，力を伸ばしていただけることを願っております。